

岩手県立中学校の管理運営に関する規則をここに公布する。

平成 20 年 9 月 5 日

岩手県教育委員会

委員長 箱 崎 安 弘

岩手県教育委員会規則第 14 号

岩手県立中学校の管理運営に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、岩手県立中学校（以下「中学校」という。）の管理運営に関し必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(学級編制)

第 2 条 中学校の学級数及び生徒の収容定員は、次のとおりとする。

学校名	学級数	収容定員
岩手県立一関第一高等学校附属中学校	6	240 人

2 入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）の数が、生徒の募集に関する人員に満たない場合で、その不足する数が 1 学級の収容定員以上であるときは、前項の表に掲げる学級数を減ずることがある。

(中学校及び高等学校における一貫教育)

第 3 条 次の表の左欄に掲げる中学校及び同表の右欄に掲げる高等学校（岩手県立高等学校をいう。以下同じ。）においては、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 71 条の規定に基づき、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すものとする。

中学校	高等学校
岩手県立一関第一高等学校附属中学校	岩手県立一関第一高等学校

(通学区域)

第 4 条 中学校の通学区域は、岩手県の全域とする。

(教育指導計画の協議)

第 5 条 第 3 条の表の左欄に掲げる中学校は、教育指導計画を定めるに当たっては、当該中学校における教育と一貫した教育を施す同表の右欄に掲げる高等学校とあらかじめ協議しなければならない。

(職員)

第 6 条 中学校に、校長、副校長、教諭、養護教諭及び事務職員を置く。

2 中学校に、前項の職員のほか、助教諭、講師、養護助教諭及びその他の職員を置くことがある。

3 中学校の職員定数は、教育長が定める。

(研究主任)

第 7 条 中学校に研究主任を置く。

2 研究主任は、校長の監督を受け、学習指導の研究その他の研修に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

(研究主任の発令)

第 8 条 研究主任は、当該学校の教諭の中から、教育委員会が命ずる。

2 前項の規定による発令の事務は、校長が行う。

3 校長は、前項の規定により発令の事務を行ったときは、その発令の日以後速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(入学)

第 9 条 中学校に入学することのできる者は、第 4 条に規定する通学区域に住所を有する者でなければならない。

(志願手続)

第 10 条 入学志願者は、別に定める様式による入学願書に、入学選考料を添え、志願先の中学校長に願い出なければならない。

(入学手続)

第 11 条 入学を許可された者は、入学後 10 日以内に別に定める様式による誓約書に、住民票の写しを添えて、校長に提出しなければならない。

(転学)

第 12 条 転学しようとする者は、別に定める様式による転学願書により、校長に願い出なければならない。

2 校長は、前項の規定により転学した者が、1 年以内にその生徒の従前在学していた中学校への転学を願い出た場合に限り、当該中学校への転学を許可することができる。

(準用規定)

第 13 条 岩手県立高等学校の管理運営に関する規則(昭和 32 年岩手県教育委員会規則第 3 号)第 2 条、第 5 条の 2 から第 13 条まで、第 14 条第 1 項、第 15 条から第 17 条まで、第 18 条から第 20 条の 3 まで、第 20 条の 7 (舎監に関する部分を除く。)、第 20 条の 8 から第 25 条まで、第 35 条第 2 項、第 36 条、第 46 条、第 47 条及び第 49 条から第 51 条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、同規則第 47 条中「授業料、入学選考料、入学料、通信制受講料、聴講料及び寄宿舎料」とあるのは「入学選考料」と、同規則第 50 条第 2 項中「退学、停学及び訓告」とあるのは「退学及び訓告」と、同条第 3 項中「退学及び停学」とあるのは「退学」と読み替えるものとする。

(補則)

第 14 条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成 20 年度に行う入学選考に係る手続)

2 平成 20 年度に行う入学の選考及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、この規則の例によりすることができる。この場合において、第 10 条中「志願先の中学校長」とあるのは、「学校教育室長」と読み替えるものとする。

(経過措置等)

3 第 2 条第 1 項の規定の適用については、同項の表中「

6	240 人
---	-------

」とあるのは、平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間においては「

2	80 人
---	------

」とし、同年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間においては「

4	160 人
---	-------

」とする。

4 第 2 条第 2 項の規定の平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間における適用については、同項中「前項」とあるのは、「附則第 3 項の規定により読み替えて適用される前項」とする。